函南町立東小学校いじめ防止基本方針

Ⅰ　基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

児童生徒の尊厳を保持し、一人一人の子どもが学校に居場所があり、楽しく学校生活を送ることができるために、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関して、函南町立東小学校としての基本方針をここに定める。

1　学校体制（生徒指導体制）を構築
2　いじめの未然防止のための取組
3　いじめの早期発見の取組
4　いじめを発見した場合の解決への取組
5　教育相談体制
6　いじめ防止に向けた校内研修

Ⅱ　基本的な考え方

1　いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2　いじめに関する基本的認識

(1) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、すべての児童、学級・学校に起こりうる問題である

どの学校の、どの学級の児童においても、いじめは起こり得る。また、子どもたちの誰もがいじめを行う者にもいじめを受ける者にも成り得ること、さらに、いじめを受けた者がいじめを行う者に、またその逆になることもある。

(3) いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない

実際に手出しはしないが、見てはやし立てる児童、「かかわりたくない」「仕返しがこわい」などの理由から、傍観する者も多い。見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめを行う児童に加担することにもなる。児童の態度いかんで、いじめの抑止力にも成り得るため、児童がいじめについて正しく認識することが大切である。

(4) いじめの様態は様々である

いじめの行為が発見しやすいものと、表出しにくいものなど、その様態は様々である。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(5) いじめは、児童・生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。

いじめを受けている事実を知らせることにより自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、さらなるいじめを受けることへの不安等により、事実を口にしないことやアンケート調査の回答に事実を反映させないことも少なくない。また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもある。さらに、自分自身に原因があると自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、具体的な行動（自傷行為や命にかかわる重大事態）につながったりすることもある。

いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもある。

(6) いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある

本人にはいじめとしての自覚は無く、冷やかしやからかい、いたずら等の遊び感覚で行為に及んでいることもあり、いじめを受けている児童との意識に大きな差が見られる。また、いじめを受けている児童にも原因や問題があると考え、いじめ行為を正当化する間違った認識も一部には存在する。さらに、周囲との差異や個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生したり、自分がターゲットにならないために、いじめ行為に加わったりすることもある。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である

アンケート調査等により認知したいじめについて、関係児童を指導し問題が収束、解消したと捉えた事案についても、時間を置いて再発する可能性を含んでいる。

また、以前に把握した際の内容とは異なるいじめの様相、サインを発することもある。

(8) いじめは、教師の児童・生徒観や指導の在り方が問われる問題である

教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。そのため、日頃からの「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示し、道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教師が正しく認識し指導することが大切である。

(9) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

わが子の健全な育ちに責任を持つことや、しつけや指導の仕方、いじめについてのとらえ方など、家庭の様子が児童に与える影響は大きい。家族から得る深い愛情や精神的な支え、信頼関係、親子の会話やふれあい、子どもを学校に通わせる上で必要な配慮や準備の有無など、家庭教育の在り方が、児童のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。

(10)いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

3　学校におけるいじめの未然防止

(1) 居場所づくり・絆づくり（心理的な安定性）

ア　授業改善

・誰にでも分かる授業を行う。
・安心できる雰囲気づくりをする。（間違っていても、分からなくても笑われない、叱られない）

イ　思いやりや規範意識の育成

・友達とのかかわりを意図的に設定した授業・行事を行う。
・かかわり方を振り返り、改善する場を設定する。
・ボランティア活動を推進する。
・「ありがとう」と言える子を育成する。

ウ　基本的自尊感情を高める共有体験の提供

・学校行事や児童会活動で一人一人が役割を果たす場を設ける。
・互いの感じ方の違いを感じたり、思いを認め合ったりする場を設ける。

(2) いじめが起こりにくい集団づくり

ア　子ども同士の望ましい人間関係づくり

・SEL を実施し、自他を認め合うコミュニケーション能力を身に付ける。
・思いやりのある言葉を積極的に使う。
・委員会活動や学級活動でのあいさつ運動を実施する。
・合理的配慮により、一人一人を大切にする学級集団を育てる。

イ　教職員と子どもとの信頼関係づくり

・生活アンケート(年３回)を実施し、個人情報に配慮した上で、結果を便り等で公表する。
・ＱＵテスト(年２回) を実施する。
・全児童に対して、教育相談(年３回)を実施する。

(3) 子ども自らがいじめについて考える機会の設定

ア　道徳の時間の充実

・子どもにとって身近な資料の活用

イ　集団の自治能力を高める取り組み

・学級活動で、子どもがいじめについて主体的に考えるとともに、子ども自らがいじめをなくそうとする活動の場を設定する。
・あいさつ、感謝などをテーマに、話合い活動やＳＳＴを行うことを通して、よりよい人間関係について考えたり、実践したりする。
・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。

(4) 学校・家庭・地域・関係機関との連携

ア　学校内における教職員の連携（教職員の集団にも心理的な安定）

・いじめ防止基本方針を職員会議等で周知し、校内の意思統一を図る。
・子どもに関する情報の共有化を図り、子どもの実態に応じた適切な指導・支援の実現を図るために、職員会議等において情報交換の場を設定する。

イ　家庭・地域との横の連携

・特別支援コーディネーターを中心として、管理職や当該学級担任、当該学年担任、保護者、地域の方との何でも話し合える場を設定する。
・日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者・地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。
・いじめ防止基本方針や生活アンケート、いじめ早期発見チェックリストを公開し、その内容や方法等について広く意見を求める体制を築く。

ウ　関係機関との連携

・教育委員会、函南町教育支援センター、児童相談所などと可能な限り情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行っていく。
・警察、病院との連携も必要に応じて行う。

(5) 教師のスキルアップ

ア　校内研修

・人権感覚チェックリストに取り組み、教職員の人権感覚を高める。
・ＳＣ研修を通して、配慮を必要とする子どもへの接し方や見立ての仕方を学ぶ。

４　いじめの早期発見

(1) 子どもが出すサイン

ア　表情や言動に変化がないか注視する。

・理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。

イ　学級の雰囲気に注目する。

・学級全体に無力感が漂っていないか。
・素直に自分が表現できているか。

ウ　特定の子どもへの対応の違いに注目する。
・一緒に遊んでいる友達に、異常なほど気遣いをしていないか。
・特定の子が失敗すると、やじられたり笑われたりしていないか。

(2) 早期発見の手立て
ア　観察
・全教職員で子どもの様子に注意を払い、日記等も通して、日々子ども理解に努める。
・生活アンケートやいじめ早期発見のためのチェックリスト、ＱＵ調査を利用し、変わった様子や行動がないかチェックする。（生活アンケートやチェックリストは公開する。）
・いじめの認知は、本人、親、友人の誰からの報告であっても「この事態を心配している人から報告があった」で統一する。

イ　情報収集
・担任は連絡帳・電話連絡等を通して、保護者からも情報収集に努める。
・なるべく子どもたちと一緒にいる時間を多く確保し、子どもからの情報も得るように努める。

ウ　調査　※積極的認知を心がけることで、重大事態にならないように防ぐ
・子供と話す時間を確保し、トラブルの未然防止を図る。
・相談フォーム「先生、あのね」を活用し、不安なことを常時相談できる窓口を設ける。

エ　相談体制の整備
・年間３回の教育相談を設ける。

オ　窓口の設置
・いじめではないかと疑う場合でも積極的に連絡するよう呼び掛け、そのための対応窓口を設置する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
ア　講師を招聘し携帯電話やインターネットについて、児童や保護者が学ぶ機会を定期的に設け、啓発活動に努める。
イ　情報収集に努めるとともに、定期的なアンケートによる調査を実施する。

５　いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止等の対策に関する組織として、「いじめ対策委員会」を置く。

(2) いじめ対策委員会は、いじめ防止及び問題解決のために、校長が招集する。最終的意志決定権者は校長とする。

(3) いじめ対策委員会の委員は、校長、教頭、主幹、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、当該学級担任、当該学年担任、ＳＣ及び関係機関とする。必要に応じて、ＰＴＡ、地域住民の代表、その他有識者も参加する。

(4)町支援センターの訪問時にいじめにつながるような問題行動を共有する

６　いじめに対する措置

いじめを発見した、またはその疑いがあるときは、学級担任だけの対応ではなく、全教職員で対応にあたるものとする。

(1) いじめ対策委員会の開催
・校長の指導の下、事案に応じて柔軟に委員を招集し、ケース会議を開催する。ケース会議は、

問題解決まで継続的に行っていく。いじめ対策委員会の委員は、校長、教頭、主幹、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、当該学級担任、当該学年担任、ＳＣ及び関係機関とする。必要に応じて、ＰＴＡ、地域住民の代表、その他有識者も参加する。

※いろいろな視点で話合いを進めるため、全員の人数の参加が望ましいが、迅速に対応するため、過半数でも会の成立となる。

(2) 多方面からの情報収集による全体像の把握

・教職員、該当児童、該当児童学級の友人などから、幅広く情報収集する。
・時系列で主観を交えず、事実のみを記録していく。

(3) 解決に向けた支援と指導

ア　いじめられた児童への支援

・とにかく安心感を与える。「話してくれてありがとう」「つらかったね。一緒に解決していこう。」などと、じっくりと聞く態勢を整え、心のケアに努めるとともに、時間や居場所の確保に努める。
・学校は、いじめを行う児童を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、その子のよさや優れているところを認め、励ます。
・いじめを行う児童との今後の付き合い方など、行動の行方をじっくり話し合い、被害者が望む形での対応を行う。
・安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝える。

イ　いじめた児童への指導

・心のケアと同時にその子自身の人格でなく、行動のいけなかった点を指摘し、改善点を本人なりに見つけていく手助けをする。
・加害者に「いじめの事実」を認定させる。
・事実を認めた加害者に対し、反省を迫る。
・いじめの事実を認め、十分反省した後、被害者に謝る機会を設ける。
・保護者を交えて、いじめの事実を報告する。

ウ　周囲の児童への指導

・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。
・いじめを受けた児童は、傍観したり周囲にいた児童の態度をどのように感じていたりしたかを考えさせる。
・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

エ　保護者への対応

①　いじめを受けた児童の保護者との連携

・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
・いじめを受けた児童を学校として徹底して守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
・いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を控えることを依頼する。
・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②　いじめを行った児童の保護者との連携

・事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
・いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

・誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

(4) 教育委員会への報告
・深刻ないじめの解決に当たっては、「月例報告」とは別に、速やかに教育委員会へ報告（相談）する。

(5) 経過観察と再発防止に向けて
ア　継続的な経過観察による追加支援
・いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上
・児童の様子を把握するためのチェックリストの作成

イ　再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検
・いじめの発見、報告体制等のシステム化を図る。
・ＳＣ、ＳＳＷの積極的な活用を図る。例えば、グループ・エンカウンター、ストレスマネジメント教育、ピア・サポート、SEL、校内研修の講師など、ＳＣ、ＳＳＷの専門性を積極的に活用して予防的対応に取り組む。
・とらメモや指導記録を確実に残しておく。

７　重大事態への対処

(1) 以下に該当する事案が発生した場合は、重大事態と判断し、その対処にあたる。
・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
・いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

(2) 重大事態が発生した場合、校長は速やかに教育長に報告する。また、生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 校長は、いじめ対策委員会を招集し、速やかに適切な方法によって、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、今後の指導方針を明確し、迅速に事案の解決にあたる。

(4) 校長は、被害児童及び保護者に対して、調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。

(5) 校長は、加害児童及び保護者に対して、調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。

(6) 校長は、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、いじめを行った児童に対して懲戒を加えることができるものとする。

(7) 校長は、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、児童の出席停止に係る意見を教育委員会に具申する。

(8) 校長は、命に関わる重大事態が発生した場合は、躊躇なく、関係機関に支援を求めることとする。

８　相談窓口

・函南町立東小学校（担当：教頭、生徒指導主任）　055-978-8848
・函南町役場　学校教育課　055-979-8121
・函南町教育支援センター　055-979-5611

【函南町立東小学校】 組織的ないじめ対応の流れ

●学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策委員会」で迅速かつ的確に対応
●日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努める

いじめの発見・認知

① 情報を集め組織的に共有

●教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から**「いじめ対策委員会」**に情報を集約・共有する（アンケート結果含む）
※必要に応じて、役割分担のもと再確認等を行い、**正確な実態把握に努める**

② 指導・対応方針の決定

●**「いじめ対策委員会」**で指導・対応方針を決定する（**開催記録を確実に残す**）
（校長、教頭、主幹、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、当該学級担任、SC、及び関係機関などが参画）

③－A　子供への支援・指導を行う

（ア）いじめられた児童への支援
被害児童の気持ちを丁寧に受け止めて安心感を与えるとともに、学校の毅然とした対応を伝え、児童のよさを認めながら、意向を尊重した支援と継続的な見守りを行う。
（イ）いじめた児童への指導
心のケアに配慮しつつ、人格ではなく問題となる行動を指摘し、いじめの事実を認識・反省して改善につなげるとともに、必要に応じて被害児童への謝罪や保護者への説明を行う。
（ウ）周囲の児童への指導
傍観者やはやし立てた児童もいじめの関係者であることを認識させ、被害児童の思いを考えさせるとともに、自らの行動や集団の規範を振り返り、いじめを許さない集団づくりについて考えさせる。

③－B　保護者と連携する

●つながりのある教職員を中心に、**即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問・連絡**等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

【函南町立東小学校】 いじめ対応の流れ（フローチャート）

未然防止

・子ども・教職員ともに人権感覚を基盤とする
全ての教育活動を通じた人間関係の構築
（人権教育・道徳教育・情報モラル教育の充実等）

初期対応（事実確認）

【発見】
・日常的な観察、教育相談、アンケート等の実施
【情報収集・共有】※一人で抱え込まない
・（複数で分担する等）組織で児童生徒等へ
個別で聞きとり、事実を記録（とらメモ等）

指導・対応方針決定

（重大事態の疑いがある場合）

重大事態対応

・学校は設置者を通じて、地方公共団体の長等へ報告
（把握している事実や対応の記録を時系列でまとめておく）
・被害児童生徒及び保護者に対し、調査の目的・方針等の説明を丁寧に行う。その際、被害側の意向を的確に把握し、調査方法の工夫や公表について配慮
・加害児童生徒及び保護者に対しても調査について説明を行い、意見を適切に聞き取り
・調査の進捗等の経過報告を含め、被害児童生徒及び保護者に対し適切に情報提供

いじめの重大事態調査に関するガイドライン

・いじめを組織的に認知し、学校の設置者へ報告
⇨法令上の定義に則った積極的ないじめの認知
・指導・対応方針、役割分担の検討
・関係する児童生徒や保護者への適切な情報提供

指導・対応

・被害児童生徒及び保護者への支援・助言
・加害児童生徒及び保護者への指導・助言

経過観察（解消確認）・再発防止・未然防止

・継続的な見守りや観察、指導
・周囲の児童生徒等も含めた再発防止・未然防止
・保護者への定期的な情報提供
・情報の保管と引き継ぎ

《対応のポイント》

いじめ認知と初期対応が適切に行われないと重大な結果を招く可能性があるため、

・いじめ防止対策推進法

・いじめの防止等のための基本的な方針

等に則った積極的な認知・初期対応が極めて重要

【確認】いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめ防止等のための年間計画

時期	活動内容	対象		
		児童	教職員	保護者
４月	校内研修（いじめ防止基本方針について共通理解を図る）		○	
	朝会指導	○		
	教職員内による児童理解研修会①		○	
５月	生活アンケート実施における留意点の確認		○	
６月	生活アンケート実施①	○		
	教育相談期間②	○		○
	QU アンケート①	○		○
７月	保護者面談①			○
８月	いじめ防止対策委員会（児童理解について）		○	
９月	SNS 講座（インターネットや携帯電話の使用について）	○		○
１０月	生活アンケート②	○		
	教職員内による児童理解研修会②		○	
	QU アンケート②	○		○
１１月	教育相談期間②	○		○
１２月	保護者面談②			○
１月	生活アンケート③	○		
２月	教育相談期間③	○		○
３月	いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案		○	

※相談フォーム「先生、あのね」を活用し、常時相談できる窓口を設ける。